

平成 30 年 6 月 6 日現在

機関番号：13101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16859

研究課題名(和文)近世的支配形成のダイナミクス 魔女迫害と近世国家

研究課題名(英文)Witch Persecution and Early Modern State-Building

研究代表者

小林 繁子(Kobayashi, Shigeko)

新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授

研究者番号：20706288

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、カトリック領邦のマインツ選帝侯領・プロテスタント領邦のファルツ選帝侯領における魔女迫害を比較分析し、近世的国家形成という文脈に魔女裁判の役割を新たに位置付けた。マインツ選帝侯領においては住民からの圧力により在地役人が魔女裁判を進め中央からの統制が行き届かなかった一方、ファルツ選帝侯領では刑事司法を中央で監督・統制するという国家的課題が貫徹され、結果的に魔女迫害は抑制された。魔女の処罰が君主の義務であるとする民衆の論理と、君主による支配と秩序維持の正当化は表裏一対を為し、魔女迫害が上下の相互補完的な関係において展開したことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This comparative study focuses on witch persecution in the catholic and protestant territories in early modern Germany. Using the catholic Mainz and the protestant electoral Palatinate as case studies, the mutual interdependencies between the rulers and the ruled are explored. In the bishopric of Mainz as a catholic territory the local officials had no other choice than to concede to the will of the villagers who were eager to punish suspected witches. In the protestant electoral Palatinate however, the ruler never had given up the central control over criminal justice. In consequence, no notable witch persecution occurred. In order to impose their desire for witch persecution upon the ruler, the subordinates used the argument that punishing witches was part of the ruler's duties whose power was thought to be given by God to protect his people. This logic may even have benefited the ruler and contributed to legitimize their control over the communities which were once autonomous.

研究分野：近世ドイツ史

キーワード：魔女 ポリツァイ 請願 宗教改革 神罰 国家形成

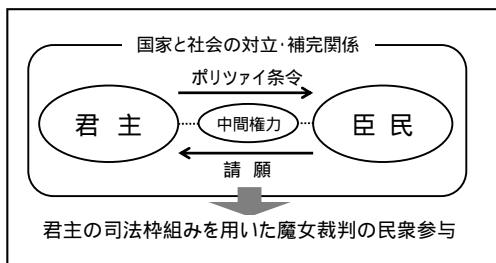
## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 政治史と社会史の結節点としての魔女

魔女迫害は16世紀後半から17世紀にかけて猖獗を極めた現象であるが、これを単なる集団ヒステリーないし迷信による無知蒙昧と断罪することは不相当である。魔女迫害は伝統的な魔術的世界観に基づきつつ、領邦君主の領域内支配が深化し近世的領邦国家が形成される過程において生じた、政治史と社会史の結節点に位置付けることができる。ここで、君主権力と自生的な共同体がどのように関わりあい裁判へと結晶化するのかが問題となってくる。そこで、具体的な事例に基づき告発の動機や方法から裁判の具体的な展開、当局の対応を検討するという着想を得た。

### (2) 国家と社会の対立・補完関係

近年のポリツァイ研究では規範と実践を循環的プロセスの一部として捉え、多様な社会的集団、とりわけ規範の受け手あるいは「法を遵守する主体」としての臣民がいかなる理由からどのように規範と向き合ったのかを問うべきであるという視角が提唱されている。[A. Landwehr, *Policey vor Ort. Die Implementation von Policezordnungen in der ländlichen Gesellschaft der Frühen Neuzeit*, in: K. Härter (Hg.), *Policey und frühneuzeitliche Gesellschaft*, 2000] そこでは在地での不平不満を伝える請願を受け、君主はポリツァイ



条令でもってその改善を図った。彼らのそうした相互応答が近世社会の秩序形成に寄与したと言われている。[P. Blickle, *Gute Policey als Politik im 16. Jahrhundert. Die Entstehung des öffentlichen Raumes in*

*Oberdeutschland*, 2003; B. Rehse, *Die Supplikations- und Gnadenpraxis in Brandenburg-Preußen*, 2008] そこで、申請者は臣民による当局への働きかけの手段である請願と、君主による秩序創出・維持の働きかけであるポリツァイ条令という史料群に着目し、上図のような魔女裁判という君主の司法枠組みを受け、臣民がそこに参与する際に請願が果たす機能を分析し、国家と社会の対立・補完関係を実証的に明らかにしようという着想を得た。

## 2. 研究の目的

本研究は近世ドイツの魔女裁判を中心とする刑事裁判を政治史と社会史の結節点に位置づけ、領主 - 在地役人 - 臣民の間の相互応答的構築物として実証的に分析する全く新しい視点に立つ研究である。君主側からの秩序創出・維持の働きかけである「ポリツァイ」と、臣民側からの上位権力への働きかけである「請願」を主要史料として魔女裁判を分析し、世俗領邦と司教領邦という国制の異なる地域を相互比較することで、国家と社会の対立・補完関係を構造的に解明することを目的とした。また文書館史料を駆使した実証性、またドイツでも未着手の分野である犯罪追及手段としての請願への着目は本研究独自の特色をなし、西洋近世史への新たな理解を迫るねらいをも持つ。

## 3. 研究の方法

(1) 具体的には次の3点の方法をとった。

本研究の史料的柱となるポリツァイ条令を体系的に収集するため、『近世ポリツァイ条令目録 (K. Härter(Hg.), *Repertorium der Policeyordnungen*, 1996-)』を購入し、それを基にライン地域の各領邦におけるポリツァイ条令を内容ごと・年代順にリスト化する。またそれを基にライン・ザール地方の文書館で史料収集を行い、裁判史料・請願史料・法令史料を入手しその相互関係を分析した。

史料を分析する中で「神罰」というキーワードに着目する。神罰の概念は法令においては「個人の（宗教的）逸脱は共同体全体に集合的な罰をもたらす」としてしばしば臣民の規律化という文脈で用いられた議論である。また同時に、「当局が逸脱を適切に罰することで神罰を免れることができる」として当局による統制を正当化する方向にも利用された。何らかの災いを神罰と解釈し、宗教的内省あるいは政治的統制へ働きかける動きがあった一方で「魔女が災いをもたらす」とする当時の民間信仰とそれがどのようにそれが両立したのか、あるいはいずれかが克服されたのかという問いが生じる。そこで、「神罰」概念を君主によるポリツァイ条令、また学識者の言説の中から抽出、分析する。

特定地域における魔女裁判事例の中に見られる請願を抽出し、それが裁判の経過にどのように影響を与えたのか、どのような論理で魔女裁判を求めたのか、あるいは魔女迫害からの保護を求めたのか、分析する。特に、

の「神罰」概念がどのように利用されているかに着目する。その際、請願の宛名人として誰が想定されているのか、共同体を直接管轄する地方役人・中間権力と領邦君主とがどのような関係にあるのかにも留意し、分析する。申請当初、ケーススタディとしてザールブリュッケン伯領・ユーリヒ＝クレーフェ大公領の事例を想定していたが、史料調査の結果請願史料がほとんど見つからなかったことから、同じく隣接するプロテスタント領邦のファルツ選帝侯領を検討することとなった。

#### 4. 研究成果

(1) ポリツァイ条令の分析からは、**近世のポリツァイ条令で「神罰」のレトリックが重要な政治的手段と見なされていたこと**を明らかにした。

ファルツ選帝侯領やその分家系の領邦で

は刑事裁判に関わる条令や宗教事項を扱った条令などで神罰への言及がたびたび見られた。そこでは神罰が共同体全体に下される集合的災厄であるとする一方で、水平的な監視が促進され、内面的な規律化を促進させることとなった。さらに逸脱を罰することが神意にかなうとすることで、為政者による制裁が正当化された。このことは宗派教会と国家体制とが結合していく過程である宗派化の動きからも理解されるだろう。

またこうした神罰観念が単なるレトリックを超えて、「適正な統治を行うことで神罰を避けることができる」とする君主の行動規範へもつながっていたと考えられる。他方で比較対象とした司教領邦においては、ポリツァイ条令に神罰への言及がほとんど見られなかった。安定した有力領邦と弱小の司教領邦の国家的凝集度の違いが神罰への態度という点に表れるのか、さらに調査事例を広げて考察することで、宗教と政治との密接な関わりの実証的解明が期待される。

(2) 学識者の議論を分析し、**「神罰」が魔女裁判への賛成・反対の両方に解釈されえたこと**を明らかにした。

カルヴァン派でファルツ選帝侯家にも近かったハイデルベルク大学教授ヘルマン・ヴィテキントの著作『妖術に関するキリスト教的考察と意見』(1585)とカトリック・トリーア補佐司教ペーター・ピンスフェルトの著作『魔女と妖術使いの告白について』(1589)を比較考察し、魔女裁判の反対論・賛成論に表れる神罰解釈を比較した。いずれも災厄を神の意志によるとする理解を共有しつつも、前者は神の意志を重視し魔女は実際には何の害もなしえないとしたのに対し、後者は害悪を与えようとする魔女の「意思」を罰すべきとした。また魔女迫害を支持する立場からは、魔女を罰しない当局の怠慢こそが神の怒りを招くとされ、当局の統治責任をも問題と

している。ただし、神罰観念はキリスト教的な観念であり、カトリック・プロテスタントに共有されていたことから、魔女裁判に対する態度の違いを宗派と結びつけて説明することは難しい。(1)で示した通り、「神罰」観念がどのように表出されるかは政治的凝集と密接な関係を持つと考えられることから、地域的・時代的に検討範囲を広げることで、こうした見通しにさらに説得力を得ることができるかと期待される。

(3) 裁判事例における請願の分析からは、**神罰観念が当局に対する要求を貫徹するために利用された**ことを明らかにした。

請願では当局に魔女裁判を要求する民衆の論理が、「罪を罰することが君主の務めであり神意にかなう」とする君主の論理を逆手に取って迫害要求を貫徹していたことを明らかにした。マインツ選帝侯とファルツ選帝侯の間で支配が重複する地域であるポーンハイムの事例では、中間権力である聖アルバン修道院が臣民からの請願を理由に魔女裁判を推進した。請願においては「魔女を罰しなければ共同体全体に神罰が下る」というレトリックが用いられ、そのことが(支配強化という政治的目的と合わせて)当局が魔女裁判を行う動機の一つとなった。しかし、領民を守るという名目でファルツ選帝侯は軍事的に介入して魔女裁判を阻止した。ファルツ選帝侯にとっては、魔女裁判を含む司法を厳密かつ公正に行使することが神罰回避の手段と解釈されていた。神罰への畏れは宗派化時代の領邦国家とその支配形成にきわめて深く刻みこまれていることが明らかになった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

小林繁子、<魔女>は例外犯罪か—近世ドイツにおける犯罪と拷問、思想、査読無、1125号、2017、51-67.

小林繁子、魔女研究の新動向—ドイツ近世史を中心に、法制史研究、査読有、65号、2016、113-138.

〔学会発表〕(計 3 件)

小林繁子、犯罪者と悪魔 - 近世ドイツの印刷メディアから、TGU 公開シンポジウム「魔女とマス・メディア —ヨーロッパ近世の他者のイメージをさぐる」、2018(大阪)

小林繁子、神罰と支配の論理—ファルツ選帝侯領を事例として—、比較国制史研究会、2017(大阪)

小林繁子、„wie soll dann Gott vngerechnet oder vngestraft lassen“ : Der Begriff des Gotteszorns in den Hexenprozessen, Arbeitskreis interdisziplinäre Hexenforschung, 2016, Stuttgart

〔図書〕(計 2 件)

小林繁子、魔女迫害と「神罰」—プロテスタントとカトリック—、踊共二編『記憶と忘却のドイツ宗教改革—語り直す歴史 1517 - 2017 -』、ミネルヴァ書房、2017、210-233 .

小林繁子、宗教改革期・平信徒の心性から見るキリスト教と魔女迫害、新教出版社編集部編『宗教改革と現代—改革者たちの500年とこれから』、新教出版社、2017、244-250.

〔その他〕

ホームページ等

学際魔女研究会 HP <http://witch.jp.net/>

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

小林 繁子 (KOBAYASHI, Shigeko)

新潟大学 人文社会・教育科学系 准教授

研究者番号：20706288